

平生町告示第59号

令和5年第1回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年1月27日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和5年1月30日
- 2 場 所 平生町議会議場
- 3 付議事項

専決処分の承認について

(1) 令和4年度平生町一般会計補正予算

(2) 専決処分の報告について

町長専決処分指定事項

○開会日に応招した議員

中村 一幸君

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和5年 第1回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和5年1月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年1月30日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 令和4年度平生町一般会計補正予算
日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 令和4年度平生町一般会計補正予算
日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中村 一幸君 | 2番 中丸 和則君 |
| 3番 中村 武央君 | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

- 局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん
-

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 …………… 横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 健康保険課長 …………… 金岡 泰史君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河藤泰明議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

午前9時45分再開

日程第4. 議案第1号

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第4、議案第1号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明、並びに日程第5、報告第1号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」の報告を求めます。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

新年を迎え、早いもので1か月が経とうとしています。本年も町政への変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年は、3年ぶりに移動制限のない年始となりました。国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日に現在の2類から5類へ引き下げることが今月27日に決定しました。マスク着用については、屋内でも一律の着用を求めず、個人の判断に委ねることとし、具体的な目安を検討しており、医療費の公費支援と医療体制の方向性についても具体的な方針を示す予定とされているところでございます。国の動向に注視し、町民の皆さまの安全安心の確保に引き続き努めてまいります。

今年はいざなぎ年であります。長い耳で情報を集めて積極的に施策を展開し、飛躍の年にしたいと思っております。

そうした中、令和5年第1回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件、報告1件でございます。

議案第1号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。このたびの補正は、986万6,000円を増額いたしまして、予算総額は63億7,407万7,000円となるものであります。

まず、歳出からご説明いたします。

7ページの一般管理費では、尾国簡易郵便局につきまして、業務への従事とともに局舎をお借りしている方の退職に伴い、現行の局舎が使用できなくなることから、新たに佐賀地域交流センター尾国分館の1階会議室を局舎として開設するために必要となります経費を計上いたしております。

新庁舎整備事業費では、県道からの進入路の拡幅に際し、支障となる電柱の移設・撤去の見通

しがつきましたことから、その経費を負担するための補償金を計上いたすものであります。

7ページから8ページにかけての福祉医療対策費では、令和5年4月からの実施を予定しております、こども医療費助成制度の拡充に伴う事前準備に要する経費を計上いたしております。拡充の内容といたしましては、対象を現行の中学校3年生から、18歳到達年度までに引き上げまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものであります。経費の主な内訳といたしましては、対象者への通知のほか、対象者の抽出に要するシステム改修を行うものであります。

8ページの保育所運営費では、佐賀保育園の送迎用車両への置き去り防止のための安全装置の購入設置に要する経費を計上いたしております。

9ページの母子衛生費では、出産・子育て応援事業の実施に要する経費を計上いたしております。国の制度を活用した取組であり、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援といたしまして妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円の給付金を支給するものであります。

10ページの小学校費学校管理費では、平生小学校において令和5年度に特別支援学級が1クラス増えますことから、その教室に設置いたしますタブレット保管庫の購入に要する経費を計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入についてご説明いたします。

出産・子育て応援事業及び安全装置の購入設置の特定財源として、国庫支出金及び県支出金を計上いたすほか、財政基金からの繰入金を計上いたしております。

なお、11ページから12ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第1号「専決処分の報告について」御説明申し上げます。本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、このたび専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

処分の内容は、町が管理する道路の瑕疵に起因する偶然な事故に関する損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事故の概要、相手方につきましては議案書に記載のとおりであり、令和4年12月23日に専決処分としたものでございます。

この事故に伴います相手方の物損に係る損害賠償の額は、11,022円であり、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項に指定する損害賠償の額の範囲内に該当するため専決処分したものであります。

現在、事故が発生しました現場におきましては、事故後直ちに補修を行ったところでございます。

以上をもちまして、提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号「令和4年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 補正予算の9ページの出産・子育て応援事業についてなんですが、先ほど説明をいただきました。それで、その時には令和4年4月以降に出産された全ての方が対象になりますよという話で、ということは4月1日以降に生まれた方は全て対象だと思うんですよ。それで、妊娠届を出したときからこの事業は始まるんですけど、4月1日以降に生まれた方は一括してお金を支給しますよと、こういうことだったと思います。

それで、遡及適応者についての支給方法っていうことで説明の文書もいただいたんですが、その中に、事業開始前に出産された方っていう但し書きがあるんですけど、これはどのように理解したらいいのか。あくまで4月1日以降だということなんですけど、先ほどの説明文書の中には事業前に出産された方って、こういうふうな説明が文章であったんですけど、それはどのように理解したらよろしいのかお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これはですね、先ほども申し上げましたとおり、この年度の途中から始まった訳でございます。要するに遡及しますと、この制度ができる前の4月、今年度の初めからやりますという話なんで、その間に妊娠、出産された方も対象になりますよと。要するに事業が開始したときよりもその前、令和4年度中ということですので遡及してその人達にも配りますよと。この制度がまだなかったわけですけど、制度ができる前に4年度で出産された方ということで遡及適応しますということなので、この制度の前ということになるかと思えます。多分そうでしょうけど担当課長からはっきりと答えさせます。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） ただいまの赤松議員さんの御質問にお答えいたします。今、町長が申し上げたとおりでございますけれども、事業開始前といいますのは本日の臨時会を――仮に御議決をいただきまして、そして来月、2月には事業開始をいたしたいと考えておりますけれども、その時点が事業開始ということでございます。

事業開始前といいますのは、先ほども申し上げましたように令和4年の4月1日以降、そして事業開始前ということでございます。その間に出産、妊娠をされた方についてはこの事業の対象

になるということでございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第1号「令和4年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和5年第1回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 岩 本 ひろ子